

地域福利増進事業ガイドラインの改訂について(概要)

- 地域福利増進事業について、事業主体による事業の円滑な実施に資するのみならず、都道府県や市町村が担う事務の具体的な指針となるよう、事業の具体的な手続の流れに沿って説明。
- 地域福利増進事業の実施のため必要となる土地所有者等の探索、土地所有者等関連情報の利用及び提供についても記載。
- 今般の所有者不明土地法改正を踏まえ、**新たに地域福利増進事業等の対象となった土地における朽廃した空き家等の具体的な考え方、地域福利増進事業に追加された再生可能エネルギー発電設備の具体的な要件や留意事項等**について改訂。

ガイドラインの主な内容

※赤字は主な改訂事項

第1章 地域福利増進事業とは

- 地域福利増進事業の手続の全体の流れや、地域福利増進事業の定義(例:対象施設の具体例、購買施設等についての「周辺地域で同種の施設が著しく不足している」という要件の判断基準)を解説
- ➔ **朽廃した空き家等の具体的な考え方(例:災害時の被害認定基準に照らし全壊相当等)、再生可能エネルギー発電設備の具体的な要件や留意事項(地域住民等への丁寧な説明等)等を追加**

第2章 裁定申請までの手続

- 土地所有者等の探索の方法(探索の流れの具体例、探索の対象となる書類等)・土地所有者等関連情報の利用及び提供について、情報の請求方法や、行政機関が情報提供を行う際の留意事項を解説
- 申請書類の作成に当たっての留意事項や補償金の算定基準を解説
- ➔ **土地の使用権の上限期間を20年とすることができる事業の具体的な考え方、補償金の算定方法(1年ごとの補償金、清掃・除草費等の維持管理費用を控除)及び支払の時期(一定期間ごとの支払・供託も可)等を追加**

第3章 公告・縦覧、裁定の手続

- 都道府県知事が公告前に確認する要件について、確認の観点や要件に該当しない場合の例等を解説
- ➔ **裁定申請に係る公告・縦覧について、ウェブサイトへの掲載、オンラインでの縦覧を併せて行うことが望ましいこと等を追加**

第4章 裁定後の手続

- 事業終了後の原状回復の要否の判断基準や、不明所有者が現れた時にとるべき措置(例:説明すべき内容)等を解説
- 存続期間の延長に当たっての留意事項(例:手続や公告前に確認する要件で、使用権取得の裁定時と異なる点)等を解説

第5章 事業の実施に係る支援等

- 法定されている支援(地方公共団体による援助、国の職員派遣)のほか、都道府県・市町村の相談窓口、所有者不明土地連携協議会、税制上の支援を紹介